

令和3年2月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(令和3年3月2日)

危 機 管 理 局

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
3年-6号 (3.25)	危機管理	<p>新型コロナウイルス感染症等流行下における住民避難計画について具体的な原子力災害対策の県民への説明を求めることについて</p> <p>原子力防災を考える県民の会</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症流行下の住民避難</p> <p>【現状】</p> <p>現在の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合の基本的考え方は、「住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。そのため、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする。」とされ、国によるガイドライン等の作成が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について（令和2年6月2日） ・新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて（令和2年11月2日） ・新型コロナウイルス感染症流行下での安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用について（令和2年8月19日） <p>【取組状況】</p> <p>県では、昨年10月に原子力防災訓練を行い、新型コロナウイルス感染症下の避難について検証を行い、その成果や国のガイドラインに基づく感染症流行下における原子力災害対策指針を反映した地域防災計画及び避難計画の修正を進めているところ。引き続き、自然災害の防災対策とも連携しながら、対応を進めていく。</p> <p>また、県民の皆さんに、屋内退避の有効性が理解されるとともに、万が一の原子力災害の場合は落ち着いて行動していただくように、原子力災害時の対応や被ばく防止対策、避難行動等について正しい知識を習得していただくよう、米子市、境港市等と連携して、普及啓発にかかる説明会を継続的に実施している。さらに、ホームページ、ケーブルテレビ、原子力防災ハンドブック（平成30年から県下全戸配布）等の各種媒体、機会を活用して、原子力災害時への対応を理解していただけるよう、情報発信も行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症下の原子力災害対策についても上記の各種媒体、機会を活用して情報発信を行っていく。</p>

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
3年－7号 (3. 2. 25)	危機管理	<p>屋内退避における新たな知見に基づいた避難計画の見直しを検討することについて</p> <p>原子力防災を考える県民の会</p>	<p>○新知見による屋内退避の見直し</p> <p>【現状】</p> <p>原子力災害時の屋内退避は、屋内に留まることによって建物の遮へい効果や機密性による放射性物質の吸入制限によって被ばく量を低減する防護措置で、避難時の混乱や被害を防ぐことができ、放射線の被ばくリスクを低減できる海外でも採用されている有効な手段である。</p> <p>国が国際的な基準や福島原発事故の教訓により定めた「原子力災害対策指針」においても屋内退避を行うこととされている。</p> <p>UPZでは、全面緊急事態に至った場合、放出された放射性物質が通過する時に車内を含めて屋外にすることで、かえって被ばくすることを回避するため、放射性物質の放出前に予防的に屋内退避し、内部被ばくのリスク（確率的影響）をできる限り低く抑えるとともに、避難行動による危険を避けるとしている。</p> <p>なお、本陳情において示されている内閣府の調査は暫定版の扱いで、放射線防護対策施設の効果検証を目的に行ったものであり、屋内退避の効果については今後の詳細な研究が必要とされている。</p> <p>【取組状況】</p> <p>県の地域防災計画や避難計画は、ICRPやIAEAなどの国際機関が定めた最新の国際基準、福島原発事故の教訓や科学的知見などを取り入れた国の原子力災害対策指針に依拠し、最新の科学的・技術的知見に基づき常に避難計画を見直している。</p> <p>県では、放射線に対する知識とあわせて、屋内退避の効果の普及啓発を米子市及び境港市と連携して進めている。</p> <p>今後、内閣府等の調査結果が科学的にレビューされ、国の原子力災害対策指針に反映された段階で、県の地域防災計画・避難計画に反映していく。</p>

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
3年－8号 (3.25)	原子力安全対策課	<p>鳥取県原子力安全顧問会議において、12/4大阪地裁判決を踏まえた基準地震動の考え方について、原告からのヒアリング及び検証を求めることについて</p> <p>えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)</p>	<p>【現状】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 島根原発2号機は、平成25年12月25日に中国電力が新規規制基準適合性審査（設置変更許可）を国に申請し、現在審査中である。 2 基準地震動については、策定までに29回の審査と3回の現地調査が行われている。 3 中国電力は、原発に影響を及ぼす断層として「震源を特定して策定する地震動」3つと、実際には存在しないが発生すると原発に影響を及ぼすと想定される地震が原発直下で起こると仮定した場合の「震源を特定せず策定する地震動」2つの計5つの基準地震動を策定し、島根原発2号機の敷地周辺で起こりうる最大の基準地震動を820ガルとして審査を受けている。 4 令和2年12月4日の地裁判決で国が敗訴した大飯原発3・4号機の裁判については、国が12月17日に大阪高裁に控訴し、現在裁判中である。国は、審査は地震などの観測データにばらつきがあることを踏まえて行っているとしたほか、判決が指摘したような評価方法*は審査で用いておらず、その方法の科学的な根拠は承知していないなどと主張している。 <p>※「ばらつき」に相当する数値を「不確かさ」の考慮とは別に地震動評価に上乗せする評価方法。</p> <p>【県の取組状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 島根原発の審査状況については、これまで鳥取県原子力安全顧問会議で確認を行っており、基準地震動の審査についても科学的に行われているとのコメントをいただいている。 2 島根原発の耐震性評価については、審査終了後に国と中国電力から審査内容について説明を聞き、鳥取県原子力安全顧問会議において検証を行うこととしている。